

# 1 浄化槽工事業者に関する登録

## (1) 浄化槽工事業者に関する登録申請書と添付書類

申請者は、必要な事項を記載した**申請書(別記様式第1号)**に関係書類を添付したものを**2部(正本・副本(事業主控))**、主たる営業所の所在地を所管する**総合振興局・振興局建設指導課**(道外に主たる営業所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課)に提出すること。

区分	様式番号	書類の種類	要否		備考
			法人	個人	
登録申請書	第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	
添付書類	第2号	誓約書	○	○	工事業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面 申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約すればよい。
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証明する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
	第3号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員等全員の調書、個人にあつては本人又は法定代理人の調書
	第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について作成すること。
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	
		登記事項証明書	○		
		工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	

※更新を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出すること。

※申請書(別記様式第1号)の「証紙貼り付け欄」には、次に掲げる区分により、北海道収入証紙を貼付すること。

- a 新規の登録を受けようとするとき      1件につき    32,000円
- b 更新の登録を受けようとするとき      1件につき    25,000円

(2) 登録事項の変更の届出事項と提出書類

必要な事項を記載した届出書（別記様式第7号）に關係書類を添付したものを2部（正本・副本（業者用控））、主たる営業所の所在地を所轄する総合振興局・振興局建設指導課（道外に主たる営業所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課）に30日以内に提出する。

法人	個人	変 更 事 項	提 出 書 類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名 称	登記事項証明書
	○	住 所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		住 所	登記事項証明書
○		代表者の氏名	登記事項証明書
	○	営業所の名称及び所在地	な し
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記事項証明書
○		役員等の氏名	登記事項証明書 新たに役員等となる者がある場合には誓約書（国土交通省令別記様式第2号）及び当該役員等の調書（国土交通省令別記様式第3号）
○	○	浄化槽設備士の氏名及び 浄化槽設備士の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（国土交通省令別記様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 廃業等の届出に係る提出書類

必要な事項を記載した届出書（別記様式第5号）を2部（正本・副本（業者用控））、主たる営業所の所在地を所轄する総合振興局・振興局建設指導課（道外に主たる営業所が所在する場合は建設部建設政策局建設管理課）に30日以内に提出する。

廃 業 等 の 届 出 事 項	届 出 を す べ き 者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員